



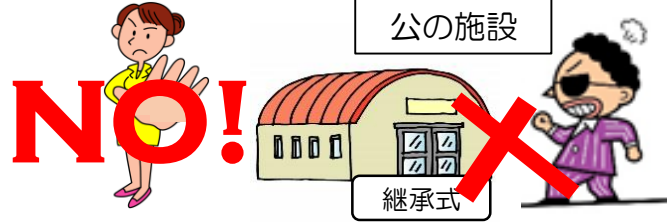
愛媛県暴力団排除条例の改正内容

☆☆☆ 令和3年1月1日施行 ☆☆☆



公の施設の利用における措置

県が設置した公の施設の利用において、暴力団の活動を助長し、又はその運営に資する利用を禁止



青少年
18歳未満

青少年に対する禁止行為

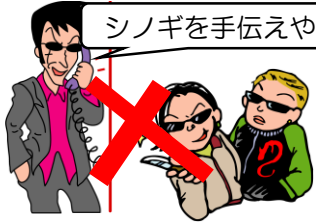
(立入禁止)

正当な理由がある場合を除き、暴力団員が暴力団事務所へ青少年を立ち入らせることを禁止



(つきまとい等の行為禁止)

暴力団員が、青少年を自己又は自己の暴力団の支配下に置く目的で、電話、メール、つきまとい等の行為を禁止



【行政措置】 違反者に対して中止命令・再発防止命令を发出
【罰則】 命令違反は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

暴力団事務所の開設及び運営禁止の追加改正

☆都市計画法で規定する住居地域・商業地域の区域内で、暴力団事務所の開設・運営を禁止

例) 松山市



黄：住居地域
赤：商業地域

【行政措置】 違反者に対する行政措置、中止命令を发出
【罰則】 命令違反は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

他人の名義利用禁止等

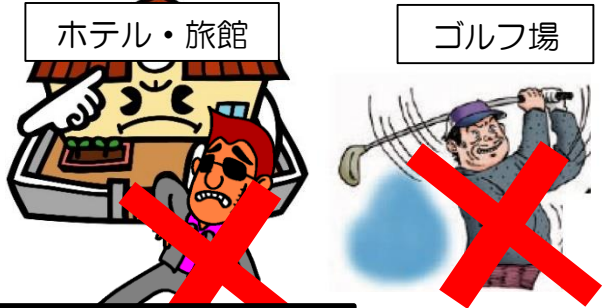
☆暴力団員である事実を隠蔽する目的で他人の名義を利用すること又は利用させることを禁止



違反者に対する行政措置：事実の調査・勧告・公表

特定事業者（旅館・ホテル・ゴルフ場）の講ずべき措置

☆事業者は、暴力団の利益となる情を知つての施設利用契約を禁止



事案発生

違反者に対する行政措置

違反者に対する罰則

調査・立入

調査

勧告

従わない場合

中止命令・再発防止命令

公表

(違反者の氏名・住所・事実)

1年(6月)以下の罰則又は50万円以下の罰金